



箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

箕面市長

倉田哲郎

箕面市条例第十七号

箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 検討委員会は、まちの緑化を推進し、緑豊かな都市環境を保持するとともに、森林その他の自然環境を保全するための財源を確保するため、事業者による開発事業等に対する新たな市税の導入について、市長の諮問に応じて調査及び検討を行い、その意見を提出するものとする。

(組織)

第三条 検討委員会は、委員六人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 関係団体の代表者等
- 三 市民

(任期)

第五条 委員の任期は、前条の規定による任命の日から第二条の規定により意見が提出される日までとする。

(委員長)

第六条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 検討委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長及びその職務を代理する委員が不在の場合における検討委員会の会議の招集は、市長が行うものとする。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十の項」を「六十一の項」に、「六十一の項」を「六十二の項」に改める。

別表中六十一の項を六十二の項とし、四十三の項から六十の項までを一項ずつ繰り下げ、四十二の項の次に次のように加える。

四十三	
開発事業等緑化負担 税導入検討委員会	
委員長	委員
日額	
八、三〇〇円	七、四〇〇円

(この条例の失効)

4 この条例は、第二条の規定により意見が提出される日限り、その効力を失う。